

2 佐賀県産飼料増産総合対策事業

目 的

情勢により価格や輸入量が変動する輸入飼料・肥料から脱却し、県内の飼料生産を拡大することで足腰の強い畜産経営への転換及び規模拡大を図るため、自給飼料の増産や畜産農家と耕種農家との連携による県内飼料の生産・利用に必要な機械の整備を推進する。

事業期間

令和5年度から令和8年度

事業実施主体

2戸以上の農業者が組織する団体、法人、農協等

※コントラクター育成推進対策については、認定農業者（1戸）も可



事業内容等

1. 自給飼料生産・利用拡大対策

自給飼料の生産拡大を図るために必要な自給飼料の栽培、収穫、調整及び利用機械の整備に対する助成。

2. コントラクター育成推進対策

コントラクター等の設立、体制整備、運営に必要な情報収集に要する経費及びコントラクター等の作業の効率化及び安定的な運営の取組に要する経費等に対する助成。